

学校生活上の諸注意

1. 日 課

5分前行動を心がけよう。

チャイム着席を守り、授業を大切にしよう。

積極的に生徒同士、先生方、来客の方に対して、あいさつや会釈をしよう。

職員室への入室はノックをし、用件を言ってから入ろう。

2. 通学について

登校は8時 35 分のチャイム終了までに教室に入ることとする。朝は、正門、北門が利用できる。

下校時間は 18 時とし、完全下校する。

制服で通学すること。

*制服とは、学校指定の服を言い、カバンや靴等も含む。

原則としてスクールバスを利用すること。ただし、近隣の者で自転車通学が可能な者は、許可を受けた上で自転車通学ができる。

バス乗車のマナーについて

- ① 駅前のバス停ではきちんと整列し、周りに迷惑をかけないようにすること。
- ② 車内での、立ち歩き、窓からの手出し、頭出し等、危険行為は禁止。
- ③ 車内での、飲食、大声でのおしゃべり等マナーに反する行為は禁止。

自転車通学者のマナーについて

- ① 自転車通学者は余裕をもって登校すること。
- ② 安全のため必ずヘルメットを着用すること。
- ③ 自転車通学は、交通ルールを守り、2人乗りなどの違反行為はしないこと。
- ④ 許可を得ず、他人の自転車を登下校の際に使用した場合には、厳しい指導が適用される。
- ⑤ 鍵は必ず2個かけ、盗難防止に心がけること。

3. 服装について

服装は全て清潔・質素を旨とし、「東農大三中生」としての品位を表すものである。よって、制服の着くずし等をせず、正しく着用すること。

男子制服

① 指定の紺の上着、グレーのズボン、水色のワイシャツ、ネクタイ。ベルトは黒の革製のものとする。ベストは指定のニットベスト(紺・白・グレー)の着用を任意とする。

② 夏期は、本校指定の半袖のボタンダウンシャツまたはポロシャツ、グレーのスラックスとする。ボタンダウンシャツにおいてはネクタイの着用を任意とする。ベストは指定のニットベスト(紺・白・グレー)の着用を任意とする。

女子制服

① 指定の紺の上着、指定のニットベスト(紺・白・グレー)、水色のワイシャツ、リボンまたはネクタイ、チェックのスカートまたはグレーのスラックスとする。

② 夏期は本校指定の半袖のボタンダウンシャツ、指定のニットベスト(紺・白・グレー)、チェックのスカートまた

はスラックスとする。ポロシャツ着用時は、ベスト・リボン・ネクタイの着用はしないこと。ボタンダウンシャツにおいてはベストを着用しリボン・ネクタイの着用は任意とする。

③ 夏季・冬季共にスカートの丈は膝頭が完全に隠れる程度。

④ 冬季の防寒対策として、11月～3月の期間で黒タイツの着用を認める。

男女共通事項

①・スラックスの際のソックスは、無地の黒・紺・白のものとする。スカートの際のソックスは、指定の紺のソックスとする。

② 靴は黒のローファー型革靴（タッセルや金属のついていないもの、厚底ではないもの）、または運動靴とする。

③ 通学バッグは本校指定のリュック型バッグとする。

④ 冬季の防寒対策として、11月～3月の期間で上着の下に指定のVセーター着用を認める。コートに関しては無地の紺・黒・グレーのコート、ジャンパーを個人の任意で着用してよい。ただし、ロングコートやファッション性を追求したものなど、中学生としてふさわしくないものはこれを認めない。部活動で作成している統一したデザインのウオーマーやウィンドブレーカーの着用は許可する。

⑤ やむを得ない事情で、制服以外の服を着用しなければならない時は、生徒手帳の「学校・家庭連絡欄」に理由を明記し、保護者の捺印の上、担任に提出し、許可を得ること。

4. 頭髪等について

学習・運動をするのに相応しく「東農大三生」らしい清潔感のある頭髪であることを旨とする。

① 中学生らしい髪型とし、常に清潔感を与える髪型とすること。顔がはっきりと見えるようにすること。髪が肩にかかる場合には、黒・紺・茶色のゴムで結わえておくこと。

② パーマ（ストレート・カール）・染毛・技巧を凝らした頭髪（ワックス・アシンメトリー・ヘアーアイロンの使用・飾りのついたゴムの使用等）は厳禁とする。

③ 前髪が眉毛にかかる場合は、眉上まで切るか、ピンでとめること。顔にかかる横髪も結ぶかとめること。

＊生まれつき、赤毛・くせ毛の者（自己申請、もしくは入学後すぐのこちらからの指摘）は一年次の4月中を期限に保護者からの届を担任に提出すること。期限をこえた場合は、受け付けられない。

＊個人の都合で赤毛になった場合（髪の痛みからの赤みも含む）は、こちらから元の状態に戻すように指導を行う。

そ の 他

① ピアスの穴をあけること、ネックレス、指輪、カラーコンタクトなどの装飾品をつけることを禁止する。

② 化粧（アイプチ・色付きリップ等を含む）、ネイル、マニキュア等を施すことを禁止とする。

③ まゆ毛に技巧を凝らさない。

④ 美容整形手術は禁止とする。

5. 欠席について

病気その他の理由により欠席する場合は、当日の朝、web 等で学校に連絡すること。また、翌日以降登校した時に「学校・家庭連絡欄」に理由を明記し、保護者捺印の上、担任に提出すること。

連続して1週間以上欠席の場合は、医師の診断書を添えて提出すること。

忌引日数は、原則として次の通りである。

父 母……………連続7日以内

祖父母・兄弟姉妹……………連続3日以内

伯叔父母・曾祖父母……………1日

6. 遅刻について

日頃から遅刻しない習慣を身につけ、8時 35 分までに登校すること。

あらかじめ、遅刻することが分かっている場合は、「学校・家庭連絡欄」に理由を明記し、保護者捺印の上、担任に提出すること。

当日やむを得ず遅刻する場合には、電話等で学校に連絡すること。また、翌日以降登校した時に「学校・家庭連絡欄」に理由を明記し、保護者捺印の上、担任に提出すること。

交通機関の事故等で遅刻した場合は、後に出席扱いに訂正されることもある。

7. 早退について

病気、その他やむを得ない場合のほかは、早退は認めない。

あらかじめ早退することが分かっている場合は、「学校・家庭連絡欄」に理由を明記し、担任に提出し、許可を得ること。

8. 所持品について

全ての所持品（教科書・体育着・靴等）には、必ず名前を明記し、各自の責任の下で管理すること。

不必要な金銭・貴重品を持参しないこと。また、金銭・物品の貸し借りをしないこと。

やむを得ず多額の金銭を持参した場合は、朝のうちに担任に預け、管理を依頼すること。

ミュージックプレイヤー、ゲーム機器、漫画や雑誌など学校生活に関係ないものの持ち込みは一切認めない。

9. 遺失物について

校内での拾得物は、担任に届けること。

所持品をなくした場合は、すぐに担任に申し出ること。

10. 飲食について

給食は時間を守り、決められた場所でとること。

土曜日に食堂を利用する場合は、利用時間を厳守し、利用規則を守ること。

ガム・アメなどのお菓子の持ち込みは一切禁止。

飲み物は月曜日から土曜日まで水筒を持参する。ペットボトルは認めない。

自動販売機の使用は、原則として禁止。ただし部活などで水筒の中身がなくなった場合は、自動販売機で買った飲み物をその場で水筒に移し替えて飲むことができる。（購入できるものはお茶・水・スポーツドリンクのみとし、水筒に移し替えずに、ペットボトルのまま校舎内に持ち込むことはできない。）

11. 外出について

始業時から授業終了まで、校地外へ無断で出ることは禁止とする。

やむを得ない事情で外出しなければならない場合は、担任に申し出て許可を得ること。（外出許可書を発行する。）

12. 公共物の利用について

学校施設や机・椅子・その他の学校備品・器具等を大切にし、校内の整理・整頓に気をつけ、自分の行動に責任を持つこと。

施設・設備等を故意に破損した場合は、自己責任の原則に基づき、弁償させることがある。

13. 携帯電話について

携帯電話を所持して登下校を希望するものは「携帯電話所持許可申請書」を提出しなければならない。また、届けを提出した者も以下の規則に則ること。

携帯電話は登下校時の緊急時のみ、使用を許可し、その他は電源を切って鞆の中に入れる。

登校したら学校内では電源を切って担任に預けること。

緊急時以外で携帯電話を使用しているところを見かけたら、その場で預かり、指導にのらない場合は、許可を取り消すものとする。

14. 下校について

クラブ・生徒会・委員会活動、全ての活動の最終下校時刻は 18 時とする。

下校中は次のことを禁止とする。

- ① 法律上禁じられている場所やゲームセンター、及びコンビニエンスストアを含む全ての店へ出入りすること。
- ② 公共交通機関内での飲食、ゴミの散らかし、騒音、割り込み等の迷惑行為。

15. 生徒処分について

いじめや暴力行為は、絶対に認めない。

*いじめや暴力行為については、厳しい態度で臨み、事情によっては学則により退学を命ずることがある。

喫煙・飲酒等、法的に禁止されているものは、絶対に認めない。

*学校では、医学的見地からも取り締まり、校内・校外授業等での喫煙・喫煙具所持・飲酒については、別に厳しい指導原則を規定し、学則により退学を命ずることもある。

16. その他

校時表に掲げる授業時間内（朝のHR～帰りのHRの間）におけるスポーツ・芸能活動は、禁止です。ただし、学校長の許可を得た場合は、この限りではない。

なお、放課後等におけるスポーツ・芸能活動についても、学校長の許可が必要となる。

ピアス等の装飾品は一切禁止。

化粧は一切禁止。

アルバイトは禁止。

寄付行為について

1. 校内外においてカンパ、寄付行為、物品売買、金銭の貸借は禁止する。ただし、下記の～については認めるものとする。

学友の親、兄弟姉妹死亡の弔慰金

病気・災害の見舞金

学校長の許可したもの

クラブ活動について

1. クラブ活動に当たっては、次の目標達成に努めること。

「礼に始まり」「礼に終わる」礼儀を重視する。

クラブ中の活動だけでなく、広く奉仕の精神を養い、人間性の向上に努める。

健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。

心身の健康を増進し、余暇を活用する態度を養う。

自主性を育てると共に、集団生活において工夫・協力・団結していく態度を養う。

2. 生徒の本分である勉強とクラブ活動を両立させ、規則正しい生活と校則違反のない活動をする。

教室を利用する場合は、担任や管理担当者の許可を得ること。

クラブの最終下校時刻は18時とする。

日曜日、祭日に登校して活動する場合は、顧問の直接指導のもとで行うこと。

定期試験1週間前のクラブ活動は禁止となる。なお、特別の事情のある場合は、学校長の許可を得ること。

クラブ活動終了後は、直ちに下校すること。

災害時の生徒行動について

1. 大地震が起きた場合

在校時

地震発生と共に、机の下に隠れ、机の脚を握り、じっとしている（恐怖を広げないため声を出さない!）

余震の被害を防ぐため、窓を閉め、クラスごとに、整然と、グラウンド中央に避難する。

＊（避難行動の心得－お・か・し・も・の約束－押さない・駆けない・喋らない・戻らない）

徒歩・自転車通学者は、地域情報を得てから、集団で下校する。その際、石塀・倒れそうな建物の側を通らないようにする。特に、頭や手足を負傷しないように注意して行動する。

電車通学者は、交通情報を判断して帰宅する。上記の注意を守りながら下校する。

場合によっては、「引き取り人」が来るまでの間、学校で待避する。

登下校時

登下校中に遭遇したら、頭部を保護し、脚に怪我をしないようにして、学校か自宅の近い方へ避難する。

遠回りでも安全な道を選んで、登下校する。

2. 地震警報が出た場合

在校時

教職員からの注意事項を落ち着いて聞く。

同方向の生徒はまとまって、速やかに下校する。

登校時

登校途中の場合、直ちに帰宅する。

特に石塀・ガラスを多用している建物の側を通らないように、的確に判断して下校する。

臨時休校について

気象障害、地震、ストライキ等により、公共交通機関に乱れが生じた場合、または気象警報（大雪・大雨・洪水・暴風）が発令された場合には、午前6時の時点で学校から「Webでお知らせ」での指示がある。

上記以外で臨時休校する場合は、学校長の判断による。

自転車通学心得

1. 自転車通学は近隣に居住し、自宅から自転車を利用して通学する生徒に限る。（最寄駅から、学校への自転車通学は認められない。）
2. 自転車通学者は「自転車通学の許可」の手続きと「自転車登録」を経て通学が許可される。
3. 通学用自転車として登録できる自転車の条件は、次の通りとする。
 - 防犯登録が確認できるもの。
 - 住所・氏名が書いてあるもの。
 - 盗難防止用の鍵とチェーンロック等があるもの。（鍵の2重ロック）
 - 灯火不能や、ブレーキが利かない等、整備不良の自転車でないもの。
4. 自転車通学者は下記の項目を守り、違反することがないようにする。
 - 学校の許可車（学校のシールを指定の場所に貼ってあるもの）以外は使用してはならない。
 - 登下校で自転車を使用するときは、自転車用ヘルメットを着用する。
 - 雨天時はカッパ、レインコート等を着用する。（傘さし運転の禁止）
 - 通学用自転車は、指定された駐輪場に、2つの鍵で施錠し駐輪する。
 - 危険と思われる乗り方をしない。（2人乗り、スピードの出しすぎ、音楽を聴きながらの走行、飲食をしながらの走行等）
5. 4.～の項目を著しく乱す場合は、登録を抹消し、自転車通学の許可を取り消すことがある。

武揚会館 食堂（ホール）の使用上の注意

武揚会館食堂（ホール）の使用者は下記規程を守らなければならない。

1. 食堂（ホール）を使用できる者は、次のとおりとする。
 - 本校生徒
 - 本校教職員

本校保護者会・後援会・同窓会

その他学校長が許可した者

2. 食堂（ホール）の使用時間は、原則として次のとおりとする。

月曜～金曜 9:30～13:35

土曜 9:30～13:35

日曜、祭日その他休業日 使用禁止

ただし、使用時間外であっても学校長の許可がある場合には使用できる。

3. 食堂（ホール）を集団で使用するときは、担任や管理担当者の許可を得る。

4. 食堂内では次の事を守らなければならない。

衛生管理を第一とし、常に清潔に利用する。

必ず上履きで利用すること。土足での使用は厳禁する。

セルフサービスなので、食事の購入から食器返却まで責任を持って行う。

厨房内には絶対に立ち入らない。

食堂内は整理整頓を心がけ、ゴミはゴミ箱を使用し4分別とする。

食事は食堂内及びテラスでとること。食堂の食器・備品などの持ち出しを厳禁する。

食堂内では、高校生及び中学生としてふさわしくない行為は禁ずる。

5. 食堂北側のテラスには unnecessary なものや荷物などは置かないこと。

6. 上記の項目に反した者の食堂使用を禁止する場合がある。

附 則

この規程は、平成 30 年9月1日より施行する。

図書室利用のきまり

1. 貸出冊数・貸出期間

5冊・2週間（長期休み前などは特別貸出があります）

2. 貸出方法

学年・クラス・出席番号をカウンターで申し出てください。身分証・生徒手帳は必要ありません。

3. 開室時間

月～土・8:30～19:00（貸出は 17:00 まで）

なお、夏休み、冬休みなどの長期休みの日程は都度お知らせしますが、原則、講習のある日に開室します。また、3学期の蔵書点検中に貸出停止期間があります。

4. 基本ルール

本を持ち出す際は、必ず貸出手続きをしてください。貸出できない「禁帯出」資料（おもに辞書・事典類）については相談してください。

飲食は禁止です。ただし、蓋のある容器での一時的な水分補給は認めます。

読書や学習に集中できる静かな環境を保てるように協力してください。

保健室利用規定

1. 自分の身体の状態をしっかり説明しましょう。

ア 身体の状態に応じた養護診断のもと処置をしますので、「○○ください」ではなく、「いつから」「身体のどの部分が」「どういう状態なのか(どのように痛むのか)」状態説明をしてください。

2. 保健室に先生が不在の場合は、担任もしくは管理職の指示に従って利用してください。

3. 保健室は「応急処置」の場です。

ア 同じけがの手当てを何日も続けてすることはできませんので、湿布の貼替えなどは家庭で行ってください。

イ 内服薬を服用させること、テーピングなどはいけません。

4. 下記のときに、休養することができます。

ア 発熱(原則、平熱より1℃以上)が認められ、授業を受けるのが困難なとき

イ 腹痛、頭痛、吐き気など、体調不良のため授業を受けるのが困難なとき

ウ 担任、教科の先生が必要と認めたとき

エ その他、状況によって養護教諭(不在の場合は管理職)が必要と認めたとき

5. 休養時間は原則1時間です(状況によりその限りではありません)。

ア 使用したベッドは、次の人が気持ちよく休めるよう整えましょう。

6. 薬品類は、危険ですので勝手にさわらず、先生の指示のもと使用しましょう。

7. 保健室を利用したときは、問診表(外科・内科)の所定の項目に記入しましょう。

8. 身長、体重などは先生の許可を得て、自由に測定することができます。

9. 相談したいこと、知りたいことがあるときには、遠慮なく来室してください。

10. 具合の悪い人の気持ちを常に考えて、マナーを守って利用しましょう。

《早退時の対応》

保健室での休養後、体調の回復が見込めない場合は、保護者へ連絡し迎えを依頼することがあります。

《医療機関受診時の対応》

傷病が緊急を要する場合は、保護者へ連絡し教員引率のもと医療機関を受診することがあります。

事務窓口要領

1. 会計事務

諸証明手数料等の現金出納を伴う事務は、原則として券売機で行う。取扱い時間等は次の通り(ただし、授業時間中は券売機は稼働しない)。

月曜日～土曜日:8:00～16:45

2. 証明書類の交付

原則として申請即日交付する証明書は、次の通り。

ア 通学証明書

イ 卒業見込証明書

ウ 在学証明書

その他の証明書は、通常申請日の数日後に交付する。

ア 調査書

イ 成績証明書

ウ 推薦書

- エ 生徒証(再交付)
- オ バス定期証(再交付)
- カ 英文証明書
- キ 学割申請書

3. 授業料等の納付

預金口座振替制度とし、振替日は指定月の末日(休日の場合は翌営業日)。年3回4月、7月、12月
願出・届出について

1. 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引、体育見学等は必ず届け出なければならない。

忌引日数は次の通りである。「忌引届」(様式参照)を提出すること。

父 母……………連続7日以内

祖父母・兄弟姉妹……………連続3日以内

伯叔父母・曾祖父母……………1日

体育見学は生徒手帳の「体育見学届欄」を利用する。体育担当教師にも届け出ること。

2. 次の場合は、それぞれ定められた様式(様式参照)により届け出なければならない。

「休学願」「復学願」「退学願」「長期欠席届」

学級担任を経て学校長へ提出する。

「住所変更届」「保証人変更届」「出席停止届」「忌引届」

学級担任に届け出る。

3. 学則第 18 条に基づき、下記の感染症に罹患した場合は出席停止扱いとなる。出席停止期間の基準としては
医師診察後、医師が認めた期間で、欠席した期間ではない。

なお、当該生徒からの「出席停止届」の提出が必要である。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条)(令和5年5月8日改正)

分類	病気の種類	出席停止の期間
----	-------	---------

第一種

感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジ
フテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)

※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 治癒するまで

第二種

感染症 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日
(幼児にあっては3日)を経過するまで

百日咳 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻疹(はしか) 解熱後3日を経過するまで

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、
かつ、全身状態が良好になるまで

風疹 発疹が消失するまで

水痘(みずぼうそう) すべての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜熱（プール熱） 主要症状が消退した後2日を経過するまで

結核 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

髄膜炎菌性髄膜炎 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるま

で

新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

第三種

感染症 コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）

溶連菌感染症, ウイルス性肝炎, 手足口病, 伝染性紅斑, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ感染症, 感染性胃腸炎など 全身状態が悪いなど, 医師の判断で出席停止を要する場合など

通常, 出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ, 水いぼ, 伝染性膿痂疹（とびひ）